

## 生徒会に関する規約・規定 目次

### 神奈川県立高等学校生徒会規約

#### 第1章 総則

- 2〃 会員の権利及び義務
- 3〃 生徒総会
- 4〃 議決機関
- 5〃 執行機関
- 6〃 選挙管理会
- 7〃 クラス会
- 8〃 会計
- 9〃 連絡調整
- 10〃 全校投票
- 11〃 最高規則
- 12〃 補則

### 生徒会運営管理規定

#### 第1章 総則

- 2〃 生徒会役員選挙
- 3〃 会計監査選挙
- 4〃 生徒会役員の承認
- 5〃 直接請求
- 6〃 雑則

### 生徒会組織

### 会計及び会計監査に関する規定

#### 第1章 総則

- 2〃 歳入
- 3〃 歳出
- 4〃 予算編成
- 5〃 予算執行
- 6〃 決算
- 7〃 監査
- 8〃 補則

### 部長会及び部に関する規定

#### 第1章 総則

- 2〃 部・サークル
- 3〃 部長会

4〃 部予算

5〃 部室貸与

広報委員会に関する規定

第1章 総則

2〃 広報委員会

特別委員会に関する規定

第1章 総則

2〃 文化祭実行委員会

3〃 体育祭実行委員会

4〃 三年生送別会実行委員会

5〃 新入生歓迎会実行委員会

6〃 球技大会実行委員会

7〃 合唱コンクール実行委員会

専門委員会に関する規定

第1章 総則

2〃 保健委員会

3〃 図書委員会

4〃 美化委員会

5〃 ボランティア委員会

6〃 放送委員会

臨時委員会に関する規定

第1章 総則

2〃 臨時委員会

# 神奈川県立鶴見高等学校生徒会規約

私たち鶴見高等学校の全生徒は、ここに私たちの力によって私たちの学校生活を向上させる決意をもつことを確認する。

そして、私たちは、この決意を最も理想にかなない、かつ最も現実にそくした方法で成すべきものとする。

よって、私たちは、私たち全ての意志により、私たち自身の生活を向上させる合理的な方法として、次のことを行う。

すなわち、私たち全生徒は、私たちの内よりその代表者を選ぶこと。

すなわち、私たち全生徒は、その代表者に自らの権利の一部を授けることによって、私たちの意志を統合し、これを成すために行動してもらうこと。

すなわち、私たち全生徒は、代表者のあやまちを防ぐために、自ら授けた権利を三者に三等分すること、つまり、それは、私たちの方針を決める権利、方針に基づいて活動する権利、この2つを正しく進めさせる権利である。

然るに、ここにおいて、私たち全生徒は、この代表者が報いられることを望まない奉仕者であることを認めざるを得ない。

そして、私たち全生徒は、これら私たちの精神を最も効果あるものにするため、生徒会を組織し、これらを活用すべきであると信じ、ここにその規約を定める。

私たち全生徒は、生徒会会員として、私たち自身の生活を向上させるため、私たちの精神である本規約に基づいて生徒会を発展・成長させるために、全力を挙げて努力することをここに誓う。

## 第1章 総則

第1条 本会の名称は、神奈川県立鶴見高等学校生徒会とする。

第2条 本会の目的は、本校教育の主旨に基づき、会員の自主的精神を基にし、会員個人の権利を擁護し、会員相互の交流の場を確保することにより、自治活の向上を図り、学校生活を民主的に向上させることとする。

第3条 本会の権限は、学校より委任された範囲に限定する。

第4条 本会の会員は、神奈川県立鶴見高等学校の全生徒とする。

## 第2章 会員の権利及び義務

第5条 会員はすべて次の権利を有する。

イ.所属する会議において、正当に発言し、議決に参加する権利

ロ.規則に基づき、代表者を選定し、かつ選定される権利

ハ.規則の定める範囲において、直接請求する権利

ニ.本会の活動によって生ずる福利を享受する権利

第6条 会員はすべて次の義務を負う。

- イ.本会諸規則及び決定事項を遵守する義務
- ロ.所定の会費及び入会金を納入する義務

### 第3章 生徒総会

第7条

- ①本会の最高機関として、生徒総会をおく。
- ②生徒総会は、全生徒で構成され、その運営はクラス会長会議長団が行う。

第8条 前条に基づき、生徒総会は、次のことを行う。

- イ.クラス会長会を通過した年間基本方針・年間活動計画・予算案・決算書の承認
- ロ.本会規約及び諸規定の制定・改廃
- ハ.その他重要事項の決定

第9条 生徒総会は、生徒会、選挙管理会、クラス会長会又は生徒の直接請求による要求があった場合、クラス会長会議長団が招集する。この要求を行った者は、準備・運営について、議長に協力しなければならない。

### 第4章 議決機関

第10条

- ①本会の活動方針、活動に必要な諸規則、その他生徒会活動全般にわたって、審議・決定を行うためにクラス会長会をおく。
- ②クラス会長会は、各クラスより1名ずつ選出されたクラス会長で構成され、運営は議長団が行う。又議長は、議案の提案者、その他議事運営上必要な者を招集することができ、その地位は議長が定める。執行機関は、常にクラス会長会に代表を出席させ、必要に応じて見解を表明し、議長の要求があれば審議に参加する。
- ③議事は原則として公開とする。

第11条 前条に基づいてクラス会長会は、次の業務を行う。

- イ.本会諸規則の制定・改廃に関する審議・決議
- ロ.生徒会より提案された年間基本方針・年間活動計画・予算案・決算書の審議・決議
- ハ.クラス会より提案された事項の審議・決議
- ニ.その他、生徒会より提案された事項の審議・決議
- ホ.直接請求により提案された事項の審議・決議
- ヘ.生徒会役員(書記2・会計2)の承認

第12条

- ①クラス会長会の議長団は、議長1、副議長1、書記1、会計1とし、クラス会長の互選及び生徒会の承認により決定する。
- ②議長は、議事運営上、必要ならば議長案を提案できる。

第13条 クラス会長会は、生徒会、選挙管理会、クラス会長及び直接請求により議案を提出された場合議長が招集する。なお、議長団不在の場合は、その選出のため、生徒会がこれ

を招集する。

## 第5章 執行機関

### 第14条

①生徒総会及び議決機関の決定に基づいて執行を行うために生徒会をおく。生徒会は、常任委員会、特別委員会、臨時委員会を統括し、部長会を監督し、執行に関する全責任を負う。

②生徒会は、規定に基づき全校より選出された会長1、副会長2、書記2、会計2で構成される。また、生徒会長は、その他活動に必要な者を招集することができる。

第15条 前条に基づいて生徒会は、次の業務を行う。

- イ.生徒総会又はクラス会長会の決定事項に基づく執行上必要な決定及びその執行
- ロ.常任委員会、特別委員会、臨時委員会からの提出事項の処理
- ハ.常任委員会、特別委員会、臨時委員会への指示
- ニ.クラス会及び直接請求による要求の処理
- ホ.クラス会長会に提出する年間基本方針・年間活動計画・予算案・決算書の作成
- ヘ.その他クラス会長会に提案する事項の作成
- ト.クラス会長会の議決を不要とする事項の決定・執行
- チ.各機関の役員選出のための招集
- リ.部長会の監督

第16条 生徒会は、その職務遂行のために、クラス会長に指示できる。

第17条 生徒会の指示に基づいて、各種の実務を遂行するために次の委員会をおく。

- イ.常任委員会(広報委員会)
- ロ.特別委員会(文化祭実行委員会、体育祭実行委員会、三年生送別会実行委員会、新入生歓迎会実行委員会、球技大会実行委員会、合唱コンクール実行委員会)
- ハ.臨時委員会

第18条 各委員会に関する規定は、別に定める。

第19条 生徒会の実務を遂行するために、次の委員会を置く。

- イ.専門委員会(保健委員会、図書委員会、美化委員会、ボランティア委員会、放送委員)

第20条 専門委員会に関する規定は、別に定める。

第21条 部の統轄、監視をするために部長会をおく。

第22条 部長会に関する規定は、別に定める。

## 第6章 選挙管理会

### 第23条

①生徒会活動の運営を円滑に行うために、選挙管理会をおく。

②選挙管理会は各クラスより1名ずつ選出された選挙管理委員で構成され、運営は役員が行う。

第 24 条 選挙管理会は前条に基づき次の業務を行う。

- イ.生徒会役員選挙
- ロ.会計監査選挙
- ハ.直接請求
- ニ.解職請求

以上の細則は、別に定める。

第 25 条 選挙管理会の役員は委員長 1、副委員長 1、書記 1、会計 1 として、委員の互選及び生徒会の承認により決定する。

## 第 7 章 クラス会

第 26 条

- ①各クラス内自治を行うためにクラス会をおく。
- ②各クラス会は各クラスの全生徒により構成される。

第 27 条 前条に基づき次の業務を行う。

- イ.生徒より提案されたそのクラス内の事項の審議・決定・執行
- ロ.前項の審議において、クラス内で処理できない事項のクラス会長会への提案又は生徒会、各委員会への要求
- ハ.クラス会長会、生徒会、選挙管理会、各委員会より提示された事項の執行
- ニ.全校投票への参加
- ホ.各機関の委員の選出

第 28 条 クラス会の役員はクラス会長 1、副クラス会長 1、書記 1、会計 1 とし、クラスの会員の互選により決定する。

ただし、クラス会長と生徒会の兼任はできない。

第 29 条 第 10 条に基づき、クラス会長は議決機関であるクラス会長会の構成員となる。

## 第 8 章 会計

第 30 条 会計及び会計監査に関する規定は別に定める。

## 第 9 章 連絡調整

第 31 条

- ①職員側との協議を行い、理解・親密を深めるために、校内連絡協議会をおく。
- ②校内連絡協議会は生徒会長が招集し、構成はそのつど定める。

第 32 条 生徒会に若干名の顧問をおく。顧問は生徒会と職員との連絡調整にあたる。

## 第 10 章 全校投票

第 33 条

- ①定例を除く生徒総会において議決すべき内容があり、生徒総会の開催が困難な場合、クラス会長会の構成員の3分の2以上の賛成によって生徒総会に代わって全校投票を行うことができる。
- ②この場合、議決内容については事前に各クラスで議論を徹底しなければならない。

## 第11章 最高規則

第34条 この規約は本会の最高規則であり、これに反する全ての規定はその効力を有しない。

第35条

- ①本規約の改正は、生徒会又は生徒の直接請求により発議し、クラス会長会の構成員の3分の2以上の賛成をもって同会を通過し、生徒総会又は全校投票により全生徒の3分の2以上の賛成により改正される。但し、有効6箇月以内の暫定改正は、全生徒の過半数の賛成で成立する。
- ②本規約に必要な規定の制定・改廃は、生徒会又は生徒の直接請求により発議し、クラス会長会の構成員の過半数の賛成をもって同会を通過し、生徒総会又は全校投票で全生徒の過半数の賛成によって制定される。

## 第12章 補則

第36条 各会合の決議は構成員の過半数の賛成を必要とする。但し、生徒総会は構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

第37条 本会各役員の任期は、次の通りとする。

- |          |               |
|----------|---------------|
| イ.生徒会    | 通年6月1日～5月31日  |
| ロ.会計監査   | 通年6月25日～6月24日 |
| ハ.その他の役員 | 通年4月1日～3月31日  |

但し、特別委員、臨時委員の任期は、そのつど定める。

第38条 特別委員、臨時委員を除く各委員は兼任できない。

第39条 この規約は平成4年5月6日より施行する。

# 生徒会運営管理規定

## 第1章 総則

第1条 本規定は生徒会規約第24条に基づくものである。

## 第2章 生徒会役員選挙

第2条 生徒会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名を会員中より選出する。

第3条

- ①選挙管理会は4月中に生徒会役員選挙を公示する。公示日が本校の休業日に当たる場合はその翌日に行う。
- ②公示当日より1週間を立候補受付期間とする。
- ③立候補受付締切後、立会演説会及び放課後に質問会を行う。やむをえずこの日程を変更する場合、委員会はこれを公示しなければならない。
- ④立会演説会の当日、投票を行い即日開票する。
- ⑤選挙結果を速やかに公示する。

第4条

- ①立候補者は自由とし何人も被選挙権を侵すことはできない。
- ②立候補者1名について推薦責任者2名をおかななければならない。推薦責任者は立候補者とともに選挙運動の責任を負う。
- ③立候補は選挙管理会の指示に従って所定の届出用紙によって届出る。

第5条

- ①立候補受付は選挙管理会が行う。受付は最低6時間以上行い、事情の許すかぎりこの期間を増やさなければならない。
- ②立候補受付日時・場所・方法は選挙公示と同時又はそれ以前に公示しなければならない。必要ならば演説会を開く。

第6条

- ①選挙運動は、立候補届出より投票日の予鈴までとし、学校内に掲示するポスターの枚数は自由とするがすべて選挙管理会の捺印を必要とし、選挙管理会が禁止した場所に貼ってはならない。放送の使用は選挙管理会が許す範囲において自由とする。
- ②立候補者又は推薦責任者は、選挙管理会が行う立会演説会・放送演説会・質問会及び印刷物による立候補者の公報などすべてに対して平等に参加する機会を与えられる。

第7条

- ①選挙管理会は選挙公示の際、ポスターの掲示及び放送の使用、校内での演説、その他選挙運動に関して禁止事項、注意事項など必要事項を公示する。
- ②選挙管理会は校内で一般生徒の注視しやすい場所に、公認ポスター掲示場を5箇所以上設け、ポスターに関しては用紙も支給する。又一般生徒の聴取しやすい時間に放送演説会または、立会演説会を1回以上行う。このうち1回は投票直前にH.R.で行う。

又第3条第3項で示したように立会演説会及び質問会を行う。又投票の際及び立会演説会の際その他なるべく多く立候補者紹介印刷物を発行する。

③選挙管理会はその活動において特定立候補者に有利または不利になるようにしてはならない。選挙管理会は被選挙権を持たず推薦責任者になることはできない。また選挙活動も行ってはならない。

第8条 次の行為は選挙違反とし、選挙管理会が発見した際又は届出があった場合、選挙管理会はただちこれを調査し、違反が確定した場合次の条に示す処分の判定を行う。

イ.会員に対し投票の内容について強制する行為

ロ.本規定および選挙管理会の決定事項に違反する行為

ハ.本規定に基づいた選挙ポスターの破損、選挙演説の妨害など選挙運動を妨害する行為

第9条 選挙管理会は選挙違反者を速やかに全生徒に報告し、必要に応じて次の様に処分する。

イ.戒告

ロ.全生徒に対する陳謝

ハ.その選挙での選挙運動参加の禁止

ニ.弁償

第10条

①投票は無記名とし選挙人名簿の照合後に所定の投票用紙を用いて行う。

②投票はクラス別に行う。

③選挙管理会は生徒数だけの投票用紙を発行しクラス選挙管理委員がクラスごとに最後の放送演説終了後に配布し、記入について説明した後、投票させる。投票内容は秘密とする。投票は記入者が直接投票箱に入れる。

④投票箱は開票開始まで開けてはならない。

第11条

①開票は選挙管理会が行う。

②開票は生徒会長、クラス会長会議長及び立候補者が立ち会うことができる。選挙管理会の認めるところにより、その他にも参観を許すことがある。

③開票の結果、投票数の最も多かった候補者を当選とする。信任投票は、投票総数の過半数に達したものを信任とする。

④投票総数は全生徒の3分の2以上なければならない。

第12条 次の投票は無効とする。

イ.所定の投票用紙を用いないもの

ロ.記載された候補者の氏名を確認できないもの

ハ.2名以上の候補者が記名されているもの

第13条 選挙管理会は開票後、当選者を公示する

第14条

- ①選挙の結果、当選人が定数に達しなかった場合は再選挙を行う。
- ②再選挙の方法は本選挙に準じたものとし、選挙管理会が定める。
- ③再選挙を行っても、既に当選が決定した者は有効である。

### 第3章 会計監査選挙

第15条 会計監査4名を会員中より選出する。

第16条

- ①選挙管理会は、毎年5月25日に会計監査選挙を公示する。公示日が本校の休業日と重なった場合は、その翌日に公示する。
- ②公示当日より1週間を立候補受付期間とする。
- ③受付締切後1週間以内に印刷物で立候補者を紹介し、投票を行う。
- ④投票及び開票方法は、生徒会役員選挙と同様に行う。
- ⑤詳細については選挙管理会がこれを決定する。

第17条 選挙の結果、当選人が定数に達しなかった場合の再選挙に関しては、第14条と同様に行う。

### 第4章 生徒会役員の承認

第18条

- ①正副生徒会長を除く生徒会役員を正生徒会長により任命されクラス会長会の承認を受けて役員とすることができる。
- ②選挙管理会は、正生徒会長により会員から役員が選出され、クラス会長会に承認されたならば、速やかにその氏名を公示する。

### 第5章 直接請求

第19条 生徒全般の意志を反映するために、直接請求制をおく。

第20条 直接請求は次の通りとする。

- イ.生徒総会、クラス会長会の開催請求
- ロ.生徒会、各委員会に対する意見請求
- ハ.各機関の決定、執行に対する審査請求
- ニ.会計監査へ監査を要求する監査請求
- ホ.各役員の解職を請求する解職請求

第21条 直接請求に必要な人数は次の通りとする。

- イ.クラス会長会開催請求……………50名
- ロ.生徒会、各委員会意見請求……………50名
- ハ.各機関審査請求……………50名
- ニ.会計監査請求……………50名

ホ.生徒総会開催請求…………… 全生徒の4分の1以上

へ.各役員解職請求…………… 全生徒の5分の1以上

第22条 直接請求はその種類、内容、理由、請求責任者2名、請求者全員の氏名、クラスを明記し選挙管理会に提出する。

第23条 選挙管理会は、直接請求を受けたならば、次に示す方法でその審議を確認し、正当なものならば適当な機関に送付する。

イ.請求者数が必要以上に達しているかどうか

ロ.請求責任者が2名いるか否か

ハ.請求者が請求内容、理由を知っているか否か。この場合、記載されている請求者の中から若干名を任意抽出し、これを確認する。

第24条

①生徒会・クラス会長会・各委員会・会計監査は選挙管理会より直接請求を送付されたならば、第20条のイについては早急に会議を開催し、ロについてはそれを審議し、ニについては会計監査を行う。

②選挙管理会はハの請求を受けた場合、各機関に対して審査業務を行う。但し選挙管理会に請求があった場合、生徒会及びクラス会長会がその業務を行う。

③ホの請求があった場合、選挙管理会は解職投票を行い、全生徒の過半数が解職を可とする場合、その者は解任される。

第25条 前条②に基づく審査業務とは次のことを指す。

イ.各機関の決定執行に対する規約適合審査・クラス会長会決議適合審査

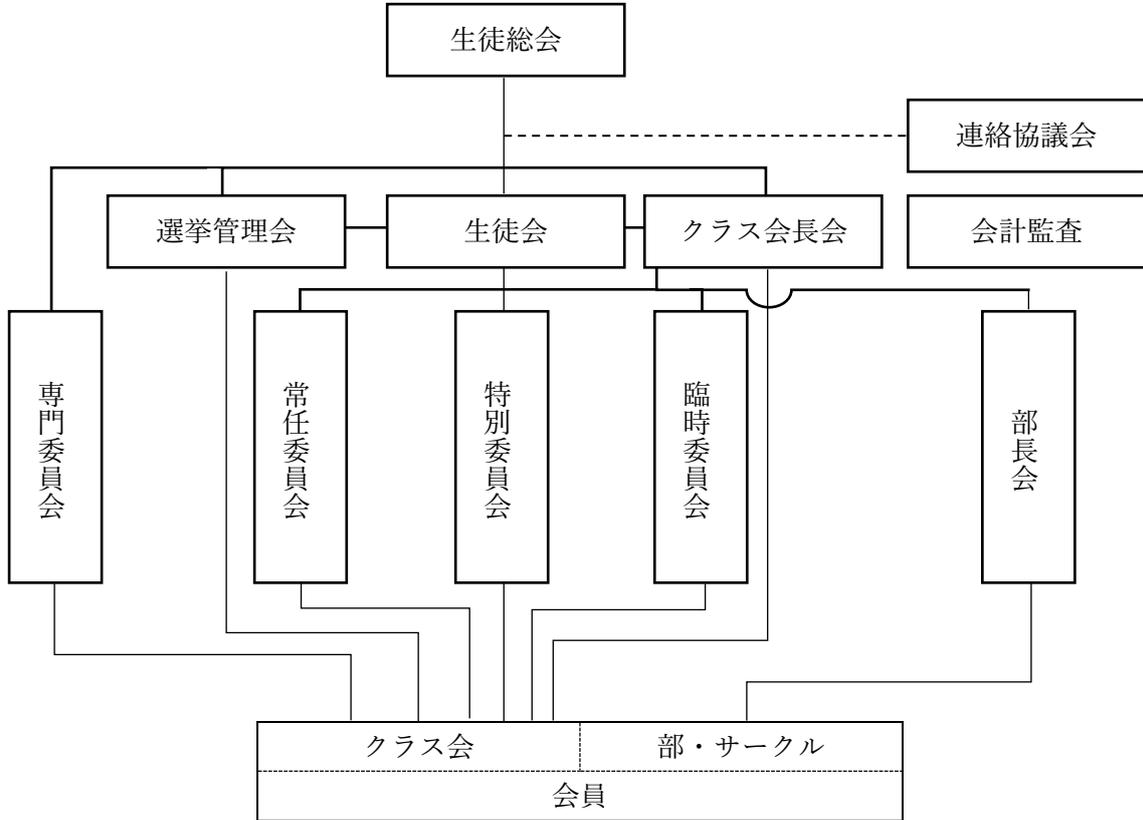
ロ.規約不適合・クラス会長会決議不適合の場合の決定撤回命令・決定修正命令・執行停止命令・執行無効勧告・即時執行命令・再執行命令

## 第6章 雑則

第26条 役職に就いているものが辞任する場合は、選挙管理会及びその選出母体に辞任理由と共に報告する。

第27条 解任、辞任、転学、退学などにより役員に欠員が生じた場合は、第2章、第3章、第4章に準じた方法で選挙を行い補充する。

# 生徒会組織



常任委員会：広報委員会

特別委員会：文化祭、体育祭、三年生送別会、新入生歓迎会、球技大会、合唱コンクールの各実行委員会

専門委員会：保健委員会、図書委員会、美化委員会、ボランティア委員会、放送委員会

臨時委員会：年度初めに設立が予想されなかった委員会

な し	サ ー ク ル	書	〃	生	漫	華	吹	茶	写	美	文	部					
		道	〃	画	研	奏	道	道	真	術	化						
		ラ	ダ	野	柔	剣	卓	ハ	サ	ラ	硬	ソ	バ	バ	水	陸	部
		ク	ン	球	道	道	球	ン	ッ	グ	式	フト	ド	レ	上	競	
		ス	ス	球	道	道	球	ル	カ	ビ	テ	ニス	ミ	ー	泳	技	

# 会計及び会計監査に関する規定

## 第1章 総則

- 第1条 本規定は、生徒会規約第30条に基づくものである。
- 第2条 本会の経費は、会費、生徒会特別徴収金、その他本会の収入でまかなう。
- 第3条 本会の会費は、月額500円とし、新入生・転入生は生徒会特別徴収金400円を納入する。但し、免除等が認められた場合は、この限りではない。
- 第4条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌3月31日までとする。但し部予算は決算上翌2月末日までとする。
- 第5条 各会計年度における経費は、その年度の歳入をもって、これを支払う。

## 第2章 歳入

- 第6条 歳入とは、一会計年度における次のものを指す。
- イ.生徒会費
  - ロ.生徒会特別徴収金
  - ハ.前年度よりの繰越金
  - ニ.その他の収入

## 第3章 歳出

- 第7条 歳出とは、一会計年度における次のものを指す。
- イ.クラス会長会の健全な運営上必要な物品等の購入に当てるクラス会長会費
  - ロ.生徒会の健全な運営上必要な物品等の購入に当てる生徒会費
  - ハ.選挙管理会の健全な運営上必要な物品等の購入に当てる選挙管理会費
  - ニ.広報委員会の健全な運営上必要な物品等の購入に当てる広報委員会費
  - ホ.部長会の健全な運営上必要な物品等の購入に当てる部長会費
  - ヘ.各特別委員会の健全な運営上必要な物品等の購入に当てる各特別委員会費
  - ト.各専門委員会の健全な運営上必要な物品の購入や活動に当てる各専門委員会費
  - チ.部の最低限の活動を保障する部活動費
  - リ.その会計年度中設置することが年間計画で決定している臨時委員会の健全な運営上必要な物品等の購入に当てる臨時委員会費
  - ヌ.慶事・弔事に対し生徒会が慶弔の意を表すために送付する金品に当てる慶弔費
  - ル.監査活動を維持するための監査費
  - ヲ.予算案成立の際に予見しなかった費用の代償に当てる予備費

## 第4章 予算編成

- 第8条 歳入・歳出はすべて、これを予算に編入する。

## 第9条

- ①クラス会長会、選挙管理会、生徒会、常任委員会、会計監査の会計は、生徒会会計が指定した期間内に次期会計年度の各々の歳出見積もりを生徒会会計が指定した用紙で生徒会会計に提出する。又特別委員会、臨時委員会については生徒会がこれを行う。
- ②生徒会会計は、提出された歳出見積りに慶弔費、予備費を加えて総合し、必要な調整を行い歳出予算案を作成し、個別折衝の際各機関にその割当額を通知する。
- ③個別折衝は、生徒会会計と各機関会計が前項の割当額についての両者の妥協を計るために個別に行う。
- ④個別折衝の結果に基づいて生徒会会計は、最終予算案を作成し、生徒会の決定を得る。この際、予算案にその内容の詳細書及び個別折衝で妥結していない事項についてはその調整理由を添付する。

第10条 生徒会の構成員は、生徒会会計の要請があれば、生徒会会計と協同して前条の予算編成作業を行う。

第11条 生徒会はそこで決定した予算案をその内容の詳細書とともにクラス会長会に提出する。

第12条 生徒会会計は、クラス会長会で審議、承認された予算を、毎年定例生徒総会に提出し承認をうる。

ここで予算は成立する。

## 第5章 予算執行

第13条 予算支出の請求は、部活動の顧問を通じて行い、生徒会会計は、予算執行を確認する。

第14条

①各機関が予備費の使用を必要とするときは、その機関の代表者が生徒会と審議し、必要な調整を加え、生徒会会計に提出し承認を得る。

②前項の決定により、生徒会会計はただちに書類を会計監査に提出する。

第15条 領収書は、予算の支払いを受けてから、或いは物品を購入してから1週間以内に提出する。但し、事前に生徒会会計の承認を受けたものは、この限りでない。

第16条 各団体は予算を目的の他に使用することはできない。

第17条 予算はこれを流用、転用してはならない。但し、特別の理由で予算にない物品を購入する際には、生徒会会計の承認を得る。

## 第6章 決算

第18条 生徒会会計は次の事項を詳細にし、歳入・歳出の決算書を作成する。

イ.歳入

※歳入予算額

※実質歳入額

ロ.歳出

※歳出予算額

※支払済歳出額

※支払未済歳出額

※予備費使用額

※翌年度繰越金

第 19 条 生徒会は、前条 の決算書をクラス会長会に提出する。なお、生徒会会計はその前に決算書の写しを会計監査に提出し承認を受けなければならない。

第 20 条 生徒会会計は、クラス会長会で承認された決算書を毎年定例生徒総会に提出し、承認を得る。

第 21 条 会計年度、剰余金を生じた場合は、翌年度の歳入に繰り入れる。

## 第 7 章 監査

第 22 条 会計監査は 4 名とし、他団体に対して独立の地位を有する。

第 23 条 会計監査は次の業務を行う。

イ.決算書の監査

ロ.決算書の提出と同時に行うクラス会長会、生徒総会への監査報告

ハ.物品の管理

ニ.その他監査が必要と認めた事項及び生徒総会で指示する事項

第 24 条 決算監査報告書には次の事項を記入する。

イ.生徒会収支決算の確認

ロ.本規約、規定に違反し、もしくは、不当と思われる事項の有無

第 25 条 会計監査は必要により会計経理の検査を受ける機関に帳簿、書類等の提出を求めることができる。

第 26 条

①会計監査が必要と認めたときは、委員を派遣して実地に検査することができる。

②前項に規定された実地検査を行うとき、各機関は、協力を拒んではならない。

第 27 条 生徒会会計は、帳簿を常備し生徒会会計全般にわたって記録する。

## 第 8 章 補則

第 27 条

①生徒会会計は、帳簿を常備し生徒会会計全般にわたって記録する。

②帳簿は公開とする。

第 28 条 各部、各クラス会は、本規定が定める会計活動とは別に、独立して会計活動を行

うことができる。

第 29 条 各団体とは、各機関、各部を総称した呼び名である。

# 部長会及び部に関する規定

## 第1章 総則

第1条 本規定は生徒会規約第22条に基づくものである。

## 第2章 部・サークル

### 第2条

- ①会員相互の趣味、個性を生かし、高校生活を楽しく有意義に過ごすために部を組織する。部は、部長会の認める範囲内において予算支給、部室貸与その他の保護を受けることができる。
- ②部と同様の目的を持ち、部に準ずる団体としてサークルを組織する。サークルは生徒会の判断により、保護を受けられることがある。

第3条 部・サークルは、生徒会、各執行委員会の活動に協力しなければならない。又部・サークル活動より生徒会機関の活動が優先する。

第4条 本会の部・サークルは別に定める。

### 第5条

- ①部・サークルへの参加は個人の意志を尊重し何人たりとも入部退部を拒むことはできない。
- ②部員の兼任、部員と他の役職の兼任は、これを認める。但し会計と、会計監査との兼任は、これを認めない。

### 第6条

- ①各部・サークルは生徒会が指定した用紙で、部員及び活動計画を生徒会に毎年11月中旬に提出し、変更があった場合はそのつど報告する。
- ②生徒会は必要に応じて、活動計画についての監督を行う。

第7条 各部・サークルは部員の互選により部長1会計1をおく。

### 第8条

- ①各部・サークルにそれぞれ若干名の顧問をおく。顧問は各部・サークルとの連絡調整にあたる。
- ②顧問は、本校職員中より決定し任期は1年とする。

### 第9条

- ①部員不在の部・サークルはその間休部とみなし、部・サークルとしての権利を失い、義務を免れる。
- ②1年以上休部が続いたサークル、3年以上休部が続いた部は、部長会が存続、廃部を審議し、廃部とした場合には生徒会を通じてクラス会長会に提出する。
- ③クラス会長会は前項の提案に基づいて部・サークルの廃部について審議・決定する。

④部・サークルの解散を必要とする場合にも②項、③項同様、部長会及びクラス会長会で審議・決定する。

第10条 部を新しく組織する場合は次の手順を経るものとする。

イ.部長会に名称、趣旨、活動方針、予定部員、顧問名及びその他の資料と共に新設を申請する。この場合、申請者は10名以上とし、その団体はサークルとして1年以上活動してきた団体でなければならない。

ロ.部長会は前項の申請に基づいて部新設の可否について審議し、新設を可とした場合はクラス会長会に提出する。

ハ.クラス会長会は前項の提案に基づいて部新設について審議・決定し部長会議に報告する。

第11条 サークルを新しく組織する場合は次の手順を経るものとする。

イ.部長会に前条の部と同様に申請する。この場合申請者は5名以上とし同好会として6箇月以上活動してきた団体でなければならない。

ロ.部長会は前項の申請に基づいてサークル新設の可否について審議し、新設を可とした場合はサークル新設を生徒会を通じてクラス会長会に提案する。

ハ.クラス会長会は前項の提案に基づいてサークル新設について審議・決定する。

第12条 同好会を新しく組織する場合は次の手続きを経るものとする。

イ.部長会に第10条の部と同様に申請し、それをもって新設とする。

ロ.部長会は、生徒会に同好会の新設を報告する。

ハ.同好会は活動の停止をもって廃会されたものとする。解散を必要とする場合は、部長会及びクラス会長会で審議・決定する。

### 第3章 部長会

第13条

①部・サークルを統轄し、部予算編成、部室割当などの、部・サークルの問題を処理するために部長会をおく。

②部長会は各部より1名ずつ選出された部長で構成される。

第14条 前条に基づき部長会は次の業務を行う。

イ.各部・サークルの趣旨、活動方針、部員、活動内容の把握

ロ.各部・サークルの年間活動計画の助言及び監督

ハ.部予算の編成

ニ.部室の割当

ホ.部員名簿の作成

ヘ.その他部の問題の処理

第15条

①生徒会は、部間の問題の調整、連絡を円滑に行うため部長で構成される部長会を招集す

ることができる。

#### 第4章 部予算

##### 第16条

- ①各部会計は、生徒会が指定した期間内に次期会計年度の活動計画及び歳出見積を所定の様式で生徒会に提出する。
- ②生徒会は、提出された歳出見積について活動概要に適合し又、活動計画に基づいた活動に必要なもののみに厳選するため、各部と個別折衝を行う。
- ③上記の個別折衝は、予め生徒会が、全体の予算を考慮して協議した部活動費総額に基づいて行う。
- ④サークルについては、第2条第2項に基づいて行う。

第17条 予算執行に関しては、これを生徒会が行う。

#### 第5章 部室貸与

第18条 部活動上必要ならば、部室を貸与することがある。部室割当は年度ごとに行う。

##### 第19条

- ①各部は生徒会が指定した期間内に所定の用紙で部室の希望を提出する。
- ②生徒会は、提出された部室希望に基づいて割当を行う。この場合、必要に応じて個別折衝を行う。
- ③決定した部室割当は、会決議を行い、生徒会の承認を受ける。

第20条 生徒会は、部室の使用が著しく不適當な場合は、年度途中でも部室を返却させることができる。

# 広報委員会に関する規定

## 第1章 総則

第1条 本規定は生徒会規約第18条に基づくものである。

## 第2章 広報委員会

第2条

①生徒会規約第17条に基づき執行活動に対する正しい理解を深め広く意見の聴取にあたるための広報委員会をおく。

②広報委員会は各クラス会より1名ずつ選出された広報委員で構成される。

第3条 前条に基づき広報委員会は次の業務を行う。

イ.執行機関の活動についての広報印刷物の作成・発行

ロ.執行機関の活動に対して世論の動向を把握するための諸調査

ハ.執行活動に関して広く意見を求め、理解を深めるための活動

ニ.その他必要な広報活動

第4条

①広報委員会の執行部は、委員長1、副委員長1、書記1、会計1とし、委員の互選により決定する。

②委員長は必要に応じて委員長案を提案できる。

第5条 広報委員会は生徒会から指示があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

第6条

①委員長は委員会審議に必要な者を招集することができ、その地位は委員長が定める。

②委員会審議は原則として公開する。

# 特別委員会に関する規定

## 第1章 総則

第1条 本規定は生徒会規約第18条 に基づくものである。

## 第2章 文化祭実行委員会

第2条

- ①文化祭を円滑に遂行し、全校生徒の連帯感を高めるために文化祭実行委員会をおく。
- ②文化祭実行委員会は各クラス会より5名(3年は2名)ずつ選出された文化祭実行委員で構成される。

第3条 文化祭実行委員会は、前条に基づき次の業務を行う。

- イ.文化祭当日までの文化祭に関するすべての準備、調査
- ロ.当日の運営
- ハ.文化祭後のかたづけ、資料の整理及び必要事項のまとめ

第4条

- ①執行部は委員長1、副委員長2、書記2、会計2とし委員の互選により決定する。
- ②委員長は必要に応じて組織を構成し、すべてを統轄する。又必要に応じて委員長案を提案できる。

第5条 文化祭実行委員会は生徒会から指示があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

第6条 委員会審議は原則として公開する。

第7条 任期は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第3章 体育祭実行委員会

第8条

- ①体育祭を円滑に遂行し、全校生徒の連帯感を高めるために体育祭実行委員会をおく。
- ②体育祭実行委員会は各クラス会より4名ずつ選出された体育祭実行委員で構成される。

第9条 体育祭実行委員会は、前条に基づき次の業務を行う。

- イ.体育祭当日までの体育祭に関するすべての準備、調査
- ロ.当日の運営
- ハ.体育祭後のかたづけ、資料の整理及び必要事項のまとめ

第10条

- ①執行部は必要に応じて組織を構成し委員の互選により決定する。
- ②委員長は必要に応じて組織を構成し、すべてを統轄する。又必要に応じて委員長案を提案できる。

第11条 体育祭実行委員会は生徒会から指示があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

第 12 条 委員会審議は原則として公開する。

第 13 条 任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### 第 4 章 三年生送別会実行委員会

第 14 条

①三年生の卒業を祝うために三年生送別会実行委員会をおく。

②三年生送別会実行委員会は 1、2 年の各クラス会より 3 名ずつ選出された三年生送別会実行委員で構成される。

第 15 条 三年生送別会実行委員会は、前条に基づき次の業務を行う。

イ.三年生送別会当日までの三年生送別会に関するすべての準備、調査

ロ.当日の運営

ハ.三年生送別会後のかたづけ、資料の整理及び必要事項のまとめ

第 16 条

①執行部は委員長 1、副委員長 2、書記 1、会計 1 とし委員の互選により決定する。

②委員長は必要に応じて組織を構成し、すべてを統轄する。又必要に応じて委員長案を提案できる。

第 17 条 三年生送別会実行委員会は生徒会から指示があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

第 18 条 委員会審議は原則として公開する。

第 19 条 任期は 5 月中に招集してからすべての業務を終了するまでとする。

#### 第 5 章 新入生歓迎会実行委員会

第 20 条

①新入生の入学を祝い本校を紹介するために新入生歓迎会実行委員会をおく。

②新入生歓迎会実行委員は 1、2 年の各クラス会より 3 名ずつ選出された新入生歓迎会実行委員で構成される。

第 21 条 新入生歓迎会実行委員会は、前条に基づき次の業務を行う。

イ.新入生歓迎会当日までの新入生歓迎会に関するすべての準備、調査

ロ.当日の運営

ハ.新入生歓迎会後のかたづけ、資料の整理及び必要事項のまとめ

第 22 条

①執行部は委員長 1、副委員長 2、書記 1、会計 1 とし委員の互選により決定する。

②委員長は必要に応じて組織を構成し、すべてを統轄する。又必要に応じて委員長案を提案できる。

第 23 条 新入生歓迎会実行委員会は生徒会から指示があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

第 24 条 委員会審議は原則として公開する。

第 25 条 任期は 5 月中に招集するものとしすべての業務を終了するまでとする。

## 第 6 章 球技大会実行委員会

第 26 条

①球技大会を円滑に遂行し、全校生徒の連帯感を高めるために球技大会実行委員会をおく。

②球技大会実行委員会は各クラス会より 2 名ずつ選出された球技大会実行委員によって構成される。

第 27 条 球技大会実行委員会は、前条に基づき次の業務を行う。

イ.球技大会当日までの球技大会に関するすべての準備、調査

ロ.当日の運営

ハ.球技大会後の片付け、資料の整理及び必要事項のまとめ

第 28 条 執行部は必要に応じて組織を構成し委員の互選により決定する。

第 29 条 球技大会実行委員は生徒会から指示があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

第 30 条 委員会審議は原則として公開する。

第 31 条 任期は 5 月中に招集するものとしすべての業務を終了するまでとする。

## 第 7 章 合唱コンクール実行委員会

第 32 条

①合唱コンクールを円滑に遂行し、全校生徒の連帯感を高めるために合唱コンクール実行委員会をおく

②合唱コンクール実行委員会は各クラス会より 2 名以上選出された合唱コンクール実行委員によって構成される。

第 33 条 合唱コンクール実行委員会は、前条に基づき次の業務を行う。

イ.合唱コンクール当日までの合唱コンクールに関するすべての準備、調査

ロ.当日の運営

ハ.合唱コンクール後の片付け、資料の整理及び必要事項のまとめ

第 34 条

①執行部は委員長 1、副委員長 2、書記 2、会計 2 とし委員の互選により決定する。

②委員長は必要に応じて組織を構成し、すべてを統轄する。又必要に応じて委員長案を提案できる。

第 35 条 合唱コンクール実行委員会は生徒会から指示があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

第 36 条 委員会審議は原則として公開する。

第 37 条 任期は 5 月中に招集するものとし、すべての業務を終了するまでとする。

# 専門委員会に関する規定

## 第1章 総則

第1条 本規定は、生徒会規約第20条に基づくものである。

## 第2章 保健委員会

第2条

①生徒会規約第19条に基づき、生徒の健康管理、調査、発表などを行うために保健委員会をおく。

②保健委員会は各クラス会より男女各1名ずつ選出された保健委員で構成される。

第3条 前条に基づき保健委員会は次の業務を行う。

イ.生徒の健康増進のための啓蒙・広報活動

ロ.生徒の学習に適した環境作り

ハ.生徒の健康・生活意識に関する調査

ニ.生徒会行事や他校との連携のための校外の諸活動への参加

第4条

①保健委員会の執行部は、委員長1、副委員長1、書記1、会計1とし、委員の互選により決定される。

②委員長は必要に応じて、委員長案を提出できる。

第5条 保健委員会は、顧問及び委員長から指示があった場合、招集される。

第6条

①委員長は委員会審議に必要な者を招集することができ、その地位は委員長が定める。

②委員会審議は原則として公開する。

## 第3章 図書委員会

第7条

①生徒会規約第19条に基づき、生徒による図書管理、選定、貸出などを行うために図書委員会をおく。

②図書委員会は各クラス会より1名以上選出された図書委員で構成される。

第8条 前条に基づき図書委員会は次の業務を行う。

イ.生徒の図書室利用推進に関わる活動

ロ.蔵書の管理・選定

ハ.資料の整理・広報活動

ニ.生徒会行事や他校との連携のため等校外の諸活動への参加

第9条

①図書委員会の執行部は、委員長1、副委員長1、書記1、会計1とし、委員の互選により決定される。

②委員長は必要に応じて、委員長案を提出できる。

第 10 条 図書委員会は、顧問及び委員長から指示があった場合、招集される。

第 11 条

①委員長は委員会審議に必要な者を招集することができ、その地位は委員長が定める。

②委員会審議は原則として公開する。

#### 第 4 章 美化委員会

第 12 条

①生徒会規約第 19 条に基づき、校内衛生向上のために美化委員会をおく。

②美化委員会は各クラス会より男女 2 名ずつ選出された美化委員で構成される。

第 13 条 前条に基づき美化委員会は次の業務を行う。

イ.生徒の衛生に対する知識理解を高めるための広報活動

ロ.廊下のゴミ箱の設置・回収および確認

ハ.特別清掃時の清掃手順の説明

ニ.生徒会行事や他校との連携のための校外の諸活動への参加

第 14 条

①美化委員会の執行部は、委員長 1、副委員長 1、書記 1、会計 1 とし、委員互選により決定される。

②委員長は必要に応じて、委員長案を提出できる。

第 15 条 美化委員会は、顧問及び委員長から指示があった場合、招集される。

第 16 条

①委員長は委員会審議に必要な者を招集することができ、その地位は委員長が定める。

②委員会審議は原則として公開する。

#### 第 5 章 ボランティア委員会

第 17 条

①生徒会規約第 19 条に基づき、ボランティア活動推進のためにボランティア委員会をおく。

②ボランティア委員会は各クラス会より 1 名以上選出されたボランティア委員で構成される。

第 18 条 前条に基づきボランティア委員会は次の業務を行う。

イ.ボランティア活動に関する情報の掲示

ロ.校内・校外の諸活動への参加

第 19 条

①ボランティア委員会の執行部は、委員長 1、副委員長 1、書記 1、会計 1 とし、委員の互選により決定される。

②委員長は必要に応じて、委員長案を提出できる。

第 20 条 ボランティア委員会は、顧問及び委員長から指示があった場合、招集される。

第 21 条

①委員長は委員会審議に必要な者を招集することができ、その地位は委員長が定める。

②委員会審議は原則として公開する。

## 第 6 章 放送委員

第 22 条

①生徒会規約第 19 条に基づき、行事や集会での円滑な放送活動を行うために放送委員会をおく。

②放送委員会は各クラス会より 1 年生は 2 名ずつ、2・3 年生は 1 名(他希望者)ずつ選出された放送委員で構成される。

第 23 条 前条に基づき放送委員会は次の業務を行う。

イ.行事や集会の放送及び、その準備

ロ.その他放送業務に必要な諸活動

ハ.生徒会行事や他校との連携のための校外の諸活動への参加

第 24 条

①放送委員会の執行部は、委員長 1、副委員長 1、書記 1、会計 1 とし、委員の互選により決定される。

②委員長は必要に応じて、委員長案を提出できる。

第 25 条 放送委員会は、顧問及び委員長から指示があった場合、招集される。

第 26 条

①委員長は委員会審議に必要なものを招集することができ、その地位は委員長が定める。

②委員会審議は原則として公開する。

## 臨時委員会に関する規定

### 第 1 章 総則

第 1 条 本規定は生徒会規約第 18 条に基づくものである。

### 第 2 章 臨時委員会

第 2 条 臨時委員会は、必要に応じて生徒会が設置規定をクラス会長会に提出し、審議・承認の後、設置する。短期で解散することを前提とする。